

定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和7年6月30日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和7年8月28日

山形市監査委員	山	川	稔彦
同	伊	藤	明彦
同	鈴	木	進

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

こども未来部定例監査結果についての措置状況（通知）

令和7年6月30日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
こども家庭 支援課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 切手の管理において、切手類受払簿に切手の払出の記載がないものがあった。	1 直ちに受払簿の記載方法及び管理体制について改善し、課内共通の認識で切手の使用時は、使用者と庶務担当で確認し、記載することとしました。また、月末の確認時の残枚数と受払の履歴の確認を徹底してまいります。 必要以上に在庫を持たないことについても、注意してまいります。
こども家庭 センター	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 支援対象児童等見守り強化事業等にかかるデジタルソーシャルワーク等業務の委託契約事務において、契約決定通知書に記号及び番号が付されず、公印の押印がないまま発送されていた。	1 課内で当該契約を含む今年度契約中のすべての事務処理手続について誤りがないか担当者と文書指導主任において点検し、誤りがないことを確認しました。今後は、文書管理規程に基づき、適切な事務処理を行ってまいります。

(様式)

道 整 第 2 9 号

令和 7 年 7 月 3 0 日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

都市整備部定例監査結果についての措置状況（通知）

令和 7 年 6 月 3 0 日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
道路整備課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 一般国道 1 1 2 号(山形市・寒河江市間)整備促進期成同盟会の経理事務において、立替払をしているものがあった。	1 立替払は地方自治法に規定されていない処理であることを課内で改めて周知徹底いたしました。 今後は、職員の相互確認による再発防止と適正な経理事務に努めてまいります。
	意見 次のとおり事務事業における改善等で、必要と認められる事項があったので適切な措置を講じられたい。	
	1 工事請負契約事務において、少額随意契約とする合理的な理由や意図的に契約を分割して少額随意契約としていないか等の適正性の検証が必要であると思慮されるものがあった。 ・市道鈴川青野線道路改良工事に伴う道路摺付け工事 ・市道中野南線道路改良工事に伴う排水構造物設置工事(2)、市道中野南線道路改良工事に伴う取付道路設置工事、市道中野南線道路改良工事に伴う安全施設設置工事	1 監査委員聞き取り後に、質疑内容及び監査委員からのご意見を課職員に周知徹底いたしました。 また、講評後に、都市整備部及びまちづくり政策部の関係各課に対し、この度のご意見を周知徹底するとともに、今後、以下の点について適切な対応に努めることを確認いたしました。 ・ 工事請負契約事務において、地方自治法をはじめ契約に関する法令を遵守するとともに、工事請負業者に対する適正な対価保証

・市道上野南坂線ほか道路改良工事に伴う農業用給水管補償工事、市道上野南坂線ほか道路改良工事に伴う照明灯設置工事、市道上野南坂線ほか道路改良工事に伴う農業用給水管補償工事(2) この度の監査における工事請負契約の中には、同一施工箇所または隣接した場所等において、密接に関連する複数の工事が、別々の工事として発注され、同一の工事請負業者と重複して契約しているものがあった。 これらの工事請負契約は、経済的、効率的かつ効果的な事務を執行するという観点において、工事請負業者に対する適正な対価の保証と適正な工期の設定や工事請負契約事務手続きの透明性の確保などの点で合理的な理由が確認できない状況であった。 令和7年3月28日付の地方自治法施行令の改正に伴い、少額随意契約の基準が改正されたことの意義を踏まえながら、今後、少額随意契約とする場合や分割発注する場合等においては、その合理的な理由や、その適正性について十分に留意のうえ、事務の執行にあたられたい。 なお、少額随意契約については、平成17年2月25日付の財務省主計局通知「随意契約に関する事務の取扱い等について」において、当該随意契約の予定価格が関係法令等の各号に定める金額を超えていないかの確認にとどまることなく、「同一の者と少額随意契約を複数回行っているものについて、合理的な理由の有無、意図的に契約を分割して少額随意契約としていないか等適正性の確認」について重点的に監査を行うこととされている。	と工期設定や、事務手続きの透明性確保などの点を踏まえ、発注方法を十分検討したうえで、適切な契約事務に努める。 ・ 必要工事が発生した箇所において、同一または隣接した箇所で、他の本体工事の工期中である場合には、設計変更事務取扱要領に基づいたうえで、契約変更による増工にて対応することを基本とする。 ・ 同一または隣接した箇所で複数の工事が発生する場合には、一体として発注することを基本とする。 ・ 上記により難しく、少額随意契約とする場合や分割発注する場合等には、合理的な理由や適正性を十分検討したうえで発注する。
--	---